

国民健康保険証の切り替えのお知らせ

70歳から74歳の高齢受給者の方が対象です！
～ 3月下旬に郵送いたします ～

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は有効期限が平成21年3月31日までとなっています。新しい保険証は、**3月下旬に特定記録郵便で世帯主の方に郵送**いたします。

新しい保険証

お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、本紙からはがして使用してください。4月以降は新しい保険証をお使いください。



古い保険証

有効期限が過ぎたら、お手数ですが役場保健福祉課保険チーム・住民生活課民生チームへご持参いただくか、郵送にてお返しくください。

70歳～74歳の方の窓口負担の見直しについて

制度改正により70歳～74歳の方が医療機関で治療を受けた時などにお支払いただく窓口負担については、平成21年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、平成22年3月までの1年間は1割負担に引き続き据え置かれることとなったため、新しい保険証を交付いたします。

進学・就職される学生さんへ

就学のため、家族と離れて生活する場合は「学」の申請を忘れないでください。(国民健康保険証・印鑑・**在学証明書**が必要です。)

就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと社会保険料と国民健康保険税を二重に支払うことになります。(国民健康保険証・印鑑・**社会保険証**が必要です。)

問い合わせ先 保健福祉課保険チーム ☎22-3041 住民生活課民生チーム ☎25-2511